

● 決算発表について

この時期になると決算発表の報道が多くなります。これらは上場企業が作成する「決算短信」という決算速報に基づくものです。一般的に発表される企業の「決算」について説明します。

種類	対象企業	備考
決算短信 (四半期決算短信)	上場会社	自主規制 決算日後 45 日以内
有価証券報告書 (四半期報告書) (半期報告書)	上場会社 1 億円以上の株券等の売出しをした会社 株主等が 1000 人以上の会社	法定(金融商品取引法) 決算日後 3 ヶ月以内
決算公告	全ての株式会社	法定(会社法) 総会終結後遅滞なく

「決算短信」は、決算日後 45 日以内に開示されることが適当とされており、証券取引所や各上場企業のホームページで見ることができます。有価証券報告書よりは内容は簡素化されていますが、より早い時期の開示が求められます。なお、四半期は連結決算のみとなっています。

「有価証券報告書」は、有報(ゆうほう)と呼ばれ、決算日後 3 ヶ月以内かつ総会終結後に金融庁財務局へ提出される法定書類です。原則として EDINET へ電子提出され、ホームページで見ることができます。決算短信と共通する部分もありますが、事業内容・役員状況・決算書に関する注記など、様々な情報が含まれています。有報に含まれている「経理の状況」は、監査法人によるチェックを受け、監査報告書も添付されています。なお、上場会社は四半期、その他の会社は半期の報告書の提出義務があり、四半期は連結決算のみとなっています。

「決算公告」は、全ての株式会社に、定款に定めた公告方法により開示することを義務付けられているものです。公告方法は登記事項になっており、官報や新聞で公告しているものや、最近ではホームページに掲載することも多くなっています。公告をしなかったときは 100 万円以下の罰金と規定されていますが、中小企業で罰金を払う例は少ないようです。

税務カレンダー

	内容	備考
6 月	個人住民税納付(第 1 期)	
7 月	所得税予定納付(第 1 期) 源泉所得税納付(納期特例・上期分)	減額申請ができます。

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。